

制度改革について (令和4年1月1日施行)



制度改正の趣旨

【任意継続被保険者制度と傷病手当金の見直し】

社会保障審議会医療保険部会における任意継続被保険者制度、傷病手当金の見直しの概要と趣旨は次のとおりです。（令和2年12月23日医療保険部会資料より抜粋）

任意継続被保険者制度の見直し

- 任意継続被保険者制度は、退職した被保険者が国保に移行することによる給付率の低下の緩和という従来の意義が一部失われていることから、任意継続被保険者の被保険者期間を「最大2年」から「最大1年」とすることが検討された。しかしながら、1年経過後の国保加入時に支払う保険料が高くなるケースが一定数発生し、退職後の被保険者の選択の幅を制限することにつながるため、一律の制限を行わないこととされました。そのうえで、**被保険者の生活実態に応じた加入期間の短縮化を支援する観点から、被保険者の任意脱退を認めることとする**とされました。（法第38条関係）

傷病手当金の見直し

- 傷病手当金については、がん治療のために入退院を繰り返す場合等に患者が柔軟に利用できないとの指摘があり、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）及び「がん対策推進基本計画（第3期）」（平成30年3月9日閣議決定）では、**「治療と仕事の両立等の観点から傷病手当金の支給要件等について検討し、必要な措置を講ずる」**こととされ、治療と仕事の両立の観点から柔軟な所得補償を行うことが可能となるよう、**傷病手当金の支給期間を通算して1年6月を経過した時点まで支給する仕組み**とされました。（法第99条第4項関係）
- 年金給付や労災給付との併給調整事務の効率化の観点から、年金給付との併給調整については、日本年金機構との情報連携の効率化に努めること、労災給付との調整については、併給調整事務の円滑化に向けた所要の措置を講ずるとされ、**保険者は、労災給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる**ものとされました。（法第55条第2項、法第128条第2項関係）

任意継続被保険者制度

【任意継続被保険者の任意脱退】

任意継続被保険者における資格喪失要件について、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者に申し出た場合には、その申出が受理された日の属する月の翌月 1 日にその資格を喪失することが可能となります（法第38条関係）

施行日は、令和 4 年 1 月 1 日です。（申出による資格喪失日は令和 4 年 2 月 1 日が初回）

資格喪失要件

【法改正後】

- ① 就職など健康保険等の被保険者の資格を取得したとき
- ② 後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得したとき
- ③ 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- ④ 任意継続被保険者となった日から 2 年を経過したとき
- ⑤ 亡くなったとき
- ⑥ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき

傷病手当金

【傷病手当金の支給期間の通算化】

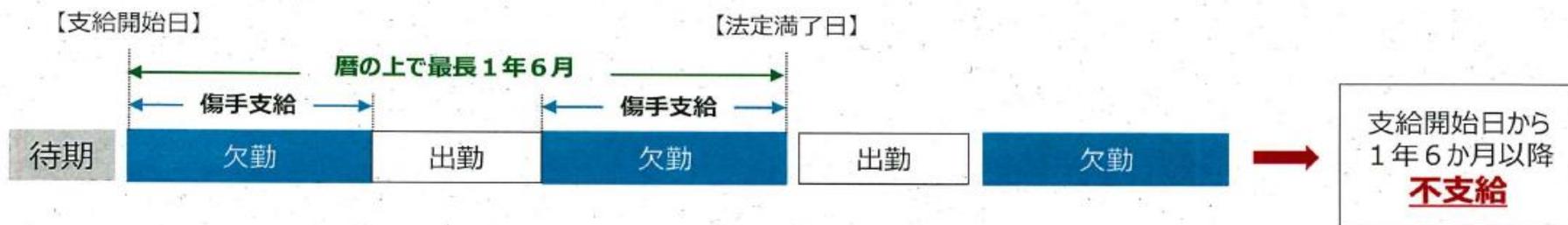
傷病手当金の支給期間は現行では、『**支給を始めた日から起算して1年6月**を超えないものとする』とされています。

法改正後は、『**支給を始めた日から通算して1年6月間**とする』とされました。（法第99条第4項関係）

施行日は、令和4年1月1日です。

通算化のイメージ

【現行制度】 ⇒ 支給開始日から1年6月を超えない期間まで支給



【法改正後】 ⇒ 支給開始日から通算して1年6月の期間まで支給

